

8. ピンポイント渋滞対策について

8. これまでの徳島地区における渋滞対策について

- 徳島地区渋滞対策協議会では、平成24年度に県内の78箇所を主要渋滞箇所特定し、以降、渋滞要因の分析、具体的対策のとりまとめ、具体的対策の効果検証、主要渋滞箇所の見直し、等の取り組みを実施してきた。
- 事業実施に期間を要するハード対策、効果の発現が限定的で緩やかなソフト対策、といった特徴を踏まえ、徳島地区の交通円滑化を実現するためには、これまでのハード対策、ソフト対策の継続的な取り組みに加え、**新たな視点**による渋滞解消により、**戦略的な渋滞対策の展開**を図ることが有効な方策であると考えられる。

■現在実施中のソフト対策(抜粋)

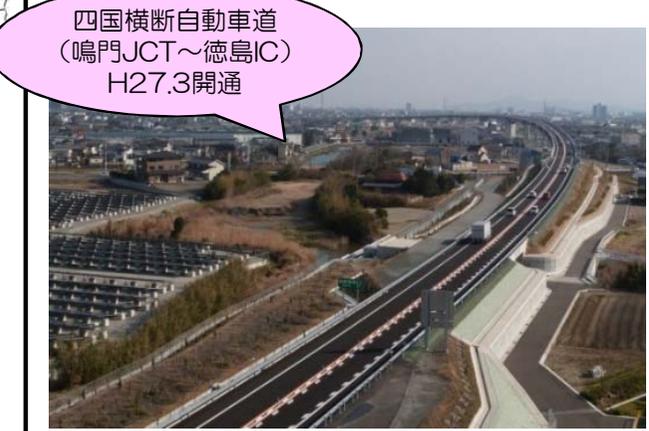
高架下
パーク&バスライド

店舗型
パーク&ライド



ソフト対策：効果の発現が限定的で緩やか

■現在実施中のハード対策(抜粋)

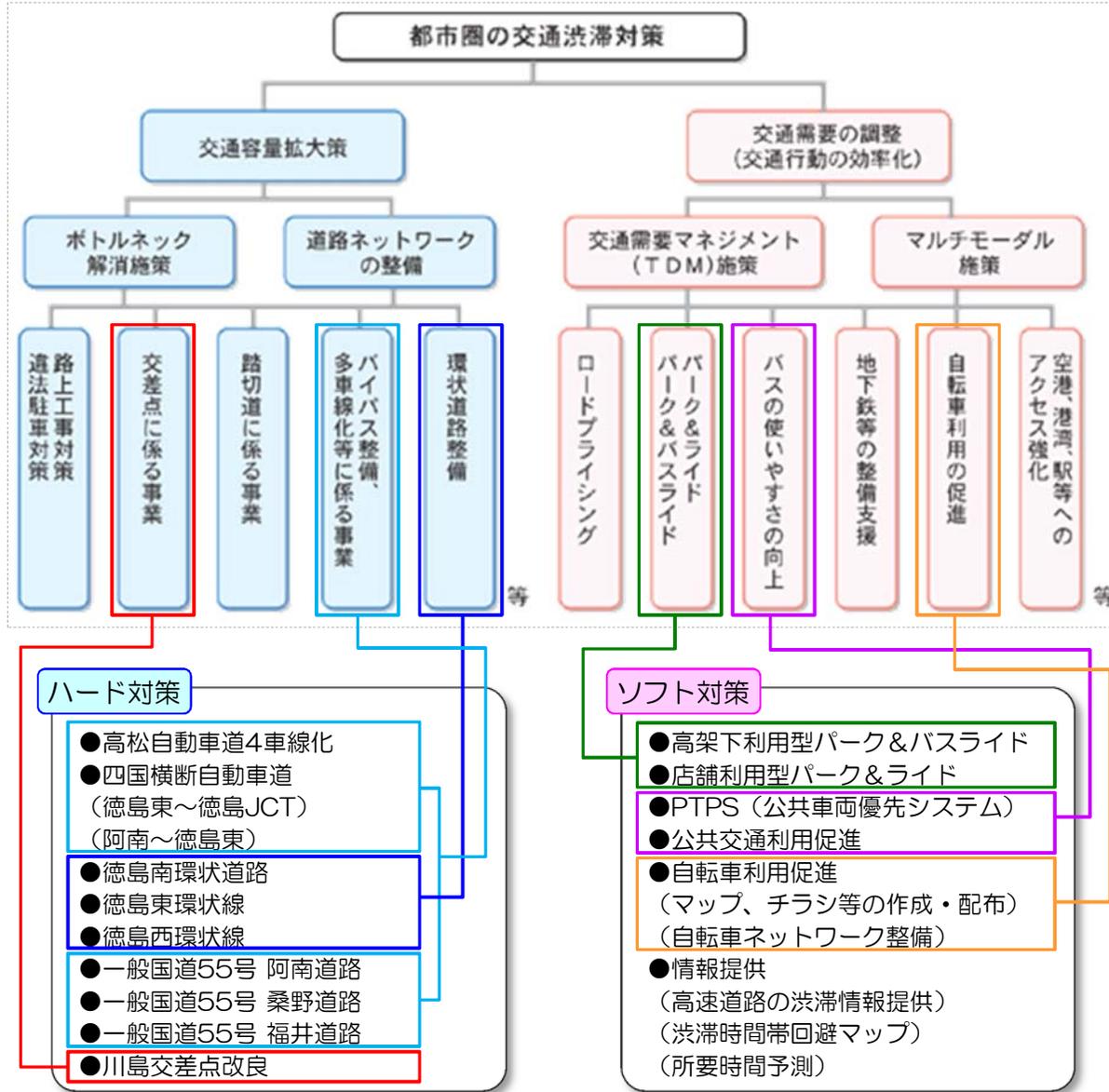


ハード対策：事業実施に期間を要する

- 【手段の変更】
 - ・高架下利用型パーク&バスライド
 - ・自転車利用促進チラシ作成
 - ・店舗利用型パーク&ライド
 - ・公共交通利用促進
 - ・自転車ネットワークの整備
 - ・PTPS
 - ・自転車マップ
- 【時間の変更/その他】
 - ・渋滞発生時間帯回避マップ
 - ・所用時間予測
 - ・渋滞予測及び渋滞情報の提供

8. ピンポイント渋滞対策の説明

- 徳島地区では、ハード対策、ソフト対策の両面から、様々な渋滞対策に取り組んでいる。
- そのうち、個別交差点に対するハード対策を事業規模の視点から①立体化、②道路拡幅、③既存道路空間の活用、の3つに分類した。
- 『ピンポイント渋滞対策』にあたる、既存道路空間の活用による車線構成の見直し等について検討を行うものとした。



交差点に係る事業（交差点への渋滞対策）の主な分類（案）

①交差点の立体化
 ・立体化により、交通処理能力が大幅に向上する
 ・用地買収、道路構造物の構築など、事業規模は非常に大きい
 ⇒渋滞解消効果はとても大きい、事業コストも同様に大きくなる

②道路拡幅（車線増）
 ・拡幅による新規車線の整備等により、交通処理能力が向上する
 ・用地買収、改築工事など、事業規模は比較的大きい
 ⇒渋滞解消効果は大きい、事業コストも大きくなる

一般192号川島交差点改良

至三好市

至徳島市

右折専用車線がなく、右折待ち車両の滞留により渋滞が発生していることから、右折車線を設置するとともに、歩道未整備箇所の整備を行う。

③既存道路空間の活用（車線構成の見直し等）
 ・右折レーンの延伸等により、交通処理能力が若干向上する。
 ・比較的小規模な改築工事であり、事業規模は小さい
 ⇒渋滞解消効果は小さい、事業コストも小さい

少ない投資で大きな効果を求めるため、比較的小さい規模での対策工が実施できる箇所に対する『ピンポイント渋滞対策』を実施することで、渋滞の緩和を図るものとする。

※違法駐車対策、路上工事対策、踏切道に係る事業は、渋滞対策協議会以外で取り組みが実施されている

出典：国土交通省道路局HP
 「円滑な都市・地域活動のための渋滞対策」より

8. 検討部会の設立について

徳島地区渋滞対策協議会

- 道路管理者、徳島県警察及び学識者で構成
- 徳島地区における慢性的な交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、渋滞対策を推進。

- ・渋滞箇所とその原因の把握
- ・渋滞対策に関する意見調整
- ・渋滞対策に関する計画の策定、公表及びフォローアップ
- ・その他

【委員】

- ・道路管理者(四国地方整備局、四国運輸局、徳島県、関係市町村)
- ・徳島県警察本部
- ・学識者
- ・民間事業者(西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株))

・主要渋滞箇所の詳細な検討は、部会で議論を実施

・協議結果を報告

徳島地区渋滞対策協議会部会

- 対象となる主要渋滞箇所の道路管理者、徳島県警察で構成
- 主要渋滞箇所毎の特定の課題等を検討するため、渋滞要因や渋滞対策について、重点的に議論。

徳島地区渋滞対策協議会 部会 部員名簿(案)

部会	組織名
部会長	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路調査第一課長
部員	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 交通対策課長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路調査第一課 係長
	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 交通対策課 係長
	徳島県 県土整備部 道路整備課 課長補佐
	徳島県 警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
	徳島県 警察本部 交通部 交通規制課 係長
	徳島市 都市整備部 まちづくり推進総室 地域交通課 係長
	藍住町 建設課 主査

※検討交差点毎に必要な関係者を招集

■規約(案)

徳島地区渋滞対策協議会部会設置要綱(案)

(名称)

第1条 本会は徳島地区渋滞対策協議会における部会(以下「部会」という)と称する。

(目的)

第2条 本部会は、徳島地区渋滞対策協議会設置要綱第7条に基づき、主要渋滞箇所毎の特定の課題等を検討するために、渋滞要因や渋滞対策について重点的に議論することを目的とする。

(調整事項)

第3条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 特定の主要渋滞箇所の渋滞要因の分析
- (2) 特定の主要渋滞箇所の短期的・局所的な渋滞対策の検討
- (3) 渋滞要因・渋滞対策についての意見調整
- (4) その他

(組織)

第4条 本部会の構成は別表のとおりとし、対象となる主要渋滞箇所の道路管理者、徳島県警察を収集する。なお、部会長が必要と認める機関の職員を部員として参加させることができる。

(部会)

第5条 本部会には部会長を置き、部会長は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所道路調査第一課長とする。
 2 部会長は部会を総括し、本部会を招集する。
 3 部会長は事故があるときは部会長が予め指名した者が、その職務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 部会にオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

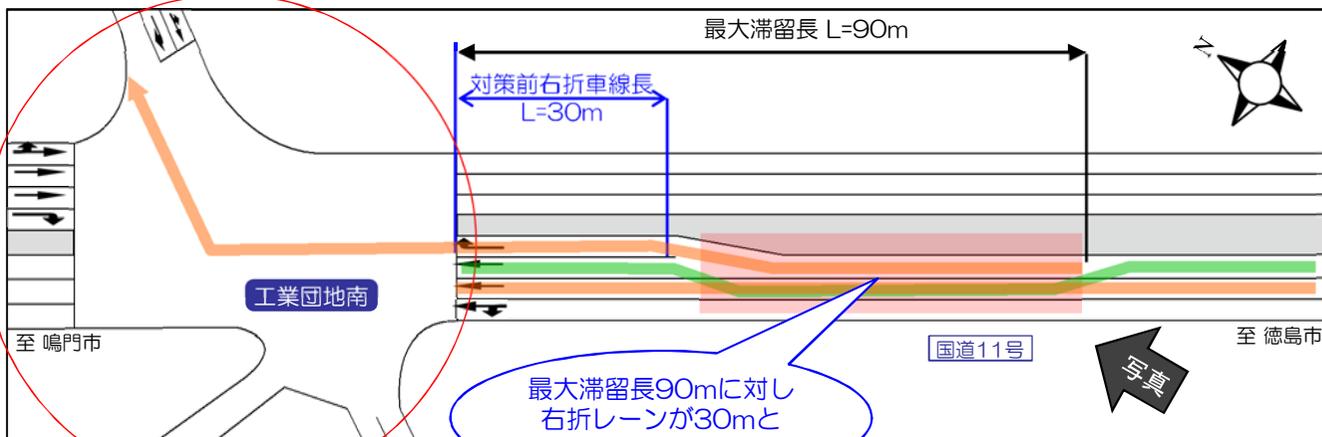
第7条 事務局は 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路調査第一課及び 徳島県 県土整備部 道路整備課に置く。

付則 この要綱は平成29年7月25日から施行する。

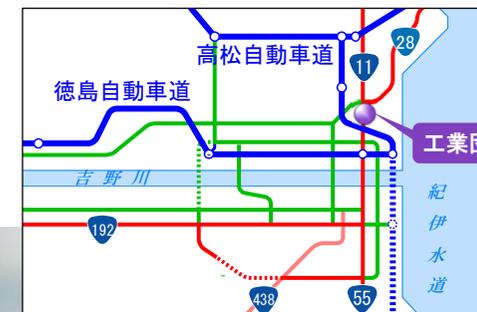
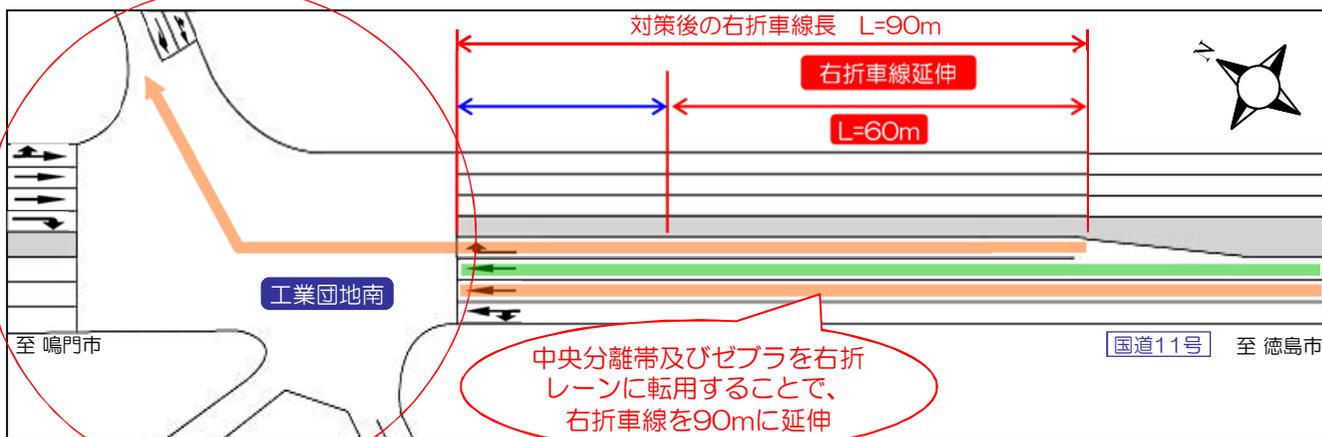
8. 予定箇所の説明 (1/2) 「工業団地南交差点」

- 渋滞要因は、南側流入の右折レーンを超える渋滞による直進車の阻害があげられる。
- 右折レーンを、現況の30mから90mに延伸することで、渋滞の緩和効果が期待される。

■ 現況の道路形状と渋滞状況



■ 対策工の実施イメージ



出典: 国土地理院・基盤地図情報をもとに作成



右折レーンから
あふれた車列が
直進車両を阻害



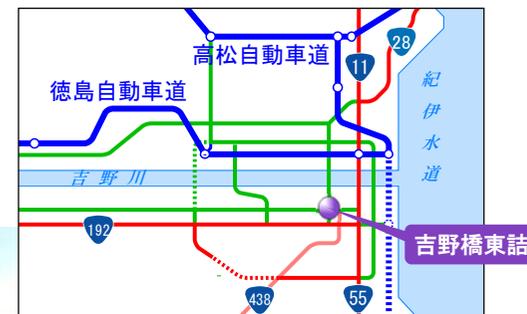
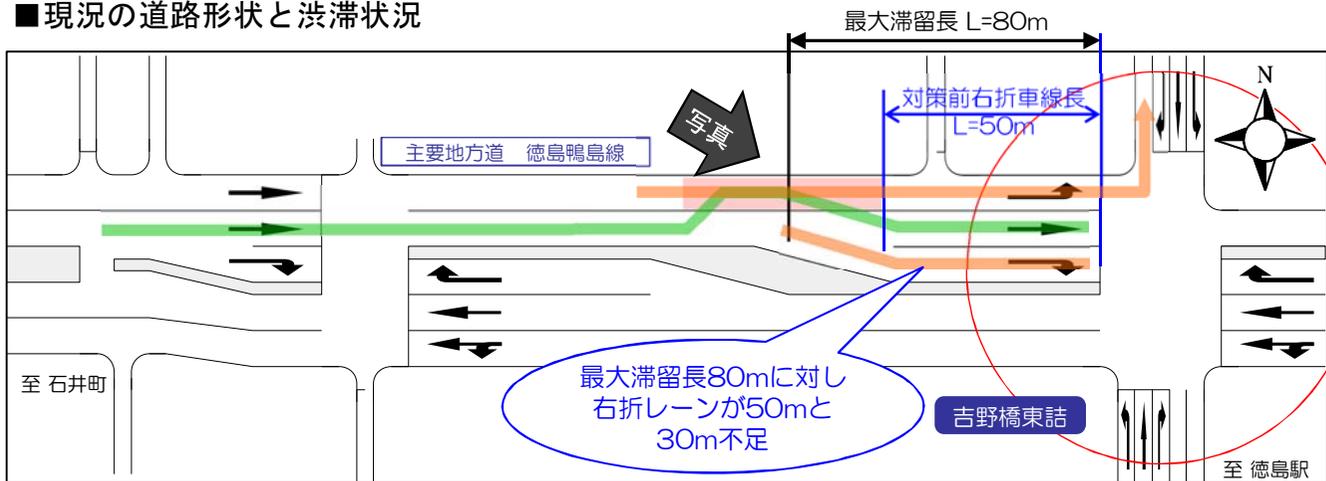
中央分離帯及びゼブラを
右折レーンに転用
することで延伸

出典: 国土地理院

8. 予定箇所の説明 (2/2) 「吉野橋東詰交差点」

- 渋滞要因は、西側流入の右折レーンを超える渋滞による直進車の阻害が考えられる。
- 右折レーンを、**現況の50mから80mに延伸**することで、渋滞の緩和効果が期待される。

■ 現況の道路形状と渋滞状況



出典：国土地理院・基盤地図情報をもとに作成



■ 対策工の実施イメージ



(※現況の右折滞留長(右折レーン長)や中央分離帯の延長などは、現地での簡易な計測によるものであるため、今後、測量等に基づく地形条件の確認を行う必要がある)

